

別表

行政処分基準表

違反条項 (※)			違反内容	適用条項 (※)		1	2	3
条	項	号		行政 処分	司法 処分	人体に害を与えなかった場合	人体に害を与えた場合	違反行為を繰り返した場合等において、違反行為が特に衛生上重大な影響を及ぼすおそれがあるとき又は違反行為の性質が悪質であり、営業を継続若しくは再開することが危険であると認められるとき
4		1	食品衛生法の許可の失効	22条		○営業の禁止（食品衛生法の許可を取得するまでの間）		○許可の取消し
4		2	同一営業者が営む他の営業施設において許可を取り消された場合（取消理由が当該営業施設に重大な影響を及ぼす場合に限る。）	22条		○許可の取消し		
4		3	ふぐ処理登録者を置いていない場合	22条		○営業の禁止（ふぐ処理登録者を設置するまでの間）		○許可の取消し
4		4	営業施設の基準不適合	21条1項 22条		○改善命令 ○営業停止（改善に要する期間）、営業の禁止（基準に適合するまでの間） 又は許可の取消し ○その両方		
7	1	1	ふぐ処理登録者でない者をふぐ処理に従事させた場合等	21条1項 22条	32条	○改善命令 ○営業停止3日以内 ○その両方	○改善命令 ○営業停止10日以内 又は営業の禁止 ○その両方	○改善命令 ○営業の禁止 又は許可の取消し ○その両方
7	1	2	ふぐ処理登録者に対する監督不行届き	21条1項 22条	32条	○改善命令 ○営業停止3日以内 ○その両方	○改善命令 ○営業停止10日以内 又は営業の禁止 ○その両方	○改善命令 ○営業の禁止 又は許可の取消し ○その両方
7	1	3	有毒部位の不適切な保管又は処分	21条1項 22条	32条	○改善命令 ○営業停止3日以内 ○その両方	○改善命令 ○営業停止10日以内 又は営業の禁止 ○その両方	○改善命令 ○営業の禁止 又は許可の取消し ○その両方
7	1	4	名義貸し	22条	32条	○営業の禁止（営業実態に復するまでの間）又は許可の取消し		
7	2		許可証の不掲示	21条1項 22条	34条	○改善命令 ○営業停止3日以内		
21	1		改善命令違反	22条1項	31条	○営業停止30日以内又は営業の禁止		○許可の取消し
22	1		営業の禁停止命令違反	22条1項	31条	○営業の禁止又は許可の取消し		

※本表の条項号の番号は、大阪府ふぐ処理業等の規制に関する条例（昭和59年大阪府条例第44号）のものとなります。